

安房総合支援プラットフォーム（たてしんまるごと安心相談プラザ）設置運営要綱

（目的）

第1条 安房地域の関係機関、専門家及び事業者等（以下、「連携先」という。）と連携し、地域における多様な相談等にワンストップで対応し、課題解決を支援し地域の発展に寄与することを目的として、「安房総合支援プラットフォーム（たてしんまるごと安心相談プラザ）」（以下「プラットフォーム」という。）を設置する。

（事務局）

第2条 プラットフォームの事務局は、館山信用金庫支援部内に置く。

（活動内容）

第3条 プラットフォームは、第1条の目的を達成するため、次に掲げる活動を行う。

- （1） 事業者や住民等から寄せられる多様な相談をワンストップで受け付ける。
- （2） 相談内容に応じて連携先と連携を図るとともに、相談者に連携先を紹介し相談内容の課題解決を支援する。
- （3） その他プラットフォームの目的を達成するために必要な活動。

（連携先）

第4条 連携先は、第1条の目的に賛同し、次に掲げるいずれかに該当するものとする。

- （1） 行政
- （2） 経済団体
- （3） 専門家
- （4） 金融機関
- （5） 企業
- （6） その他

（連携先の登録及び抹消）

第5条 連携先の登録にあたっては、事務局で選定・依頼し、登録の承諾を得るものとする。

- 2 連携先は、前項に基づき登録を承諾した場合、連携先登録承諾書（様式第1号）を事務局に提出するものとする。
- 3 連携先が登録を抹消する場合は、連携先登録抹消届（様式第2号）を事務局に提出するものとする。
- 4 連携先が反社会的勢力と関係を有すること、違法行為、公序良俗に反する行為等があった場合は、登録を抹消するものとする。
- 5 連携先は事務局において適宜見直すこととする。

(情報の更新)

第 6 条 連携先は、継続意思確認も含めて、原則として 1 年ごとに登録情報の内容を確認し更新を承諾するものとする。

2 連携先は、連携先登録情報を更新するにあたり、連携先登録情報更新承諾書（様式第 3 号）を事務局に提出するものとする。

(プラットフォームの運営)

第 7 条 プラットフォームの運営は次に掲げる通りとする。

- (1) プラットフォームは、館山市北条 1634 番地 館山信用金庫新本部ビル 1 階とする。
- (2) プラットフォームの開設時間は、金庫営業日の平日午前 9 時 30 分から午後 4 時 30 分までとする。(土日祝・年末年始を除く)
- (3) プラットフォームにおける相談は無料とする。ただしプラットフォームに登録する専門家や事業者等との相談はこの限りではない。

(個人情報の取り扱い)

第 8 条 連携先及び事務局は、プラットフォームの活動に際し知り得た相談者等の情報を必要な範囲においてのみ使用し、相談者等の事前の承諾なく第三者に開示又は漏洩してはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する情報はこの限りではない。

- (1) 相談者等から受けた時点で既に公知となっていた情報。
- (2) 相談者等から提供を受けた後にその情報を開示する正当な権限を有する第三者から入手した情報。
- (3) 法令等により開示を求められた情報。

2 前項の規定は連携先登録抹消後も同様とする。

(その他)

第 9 条 このほか、本要綱に定めのない事項については事務局が別に定める。

(附則)

この要綱は、令和 5 年 1 月 1 日から施行する。